

応募登録に関する質問・回答

	資料該当箇所	質問	回答
1	指針 p. 30 第 3 章 1. (1)	S P C を設置しても良いのか。	S P C を設置しても構いません。その場合は様式 1-4 等にて、S P C が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにしてください。
2	指針 p. 30 第 3 章 1. (1) ⑤	市外の建設業者が入っても良いのか。	構成団体として、市外の建設業者が入ることは問題ありません。ただし、資料該当箇所のとおりであることを、様式 1-4 の 5 にて示してください。
3	指針 p. 33 第 3 章 2. (7)	応募登録時に必要な提出書類は、正本 1 冊、副本 1 冊にまとめて提出すれば良いか。また、ファイルは紙ファイルでも良いか。	お見込みのとおりです。紙ファイルでも構いません。
4	指針 p. 34 第 3 章 2. 提出書類一 覧表内 1.	誓約書、委任状に押す代表者印は、印鑑証明書と同一のものでなければならないのか。	同一のものとしてください。ただし、同一の印を使用できない場合は、書類提出時にその理由をご説明ください。
5	指針 p. 34 第 3 章 2. 提出書類一 覧表内 1. 1	共同事業体の所在地は市内に置かなければならないのか。	共同事業体の所在地については、必ずしも市内に置く必要はありません。
6	指針 p. 34 第 3 章 2. 提出書類一 覧表内 1. 6	資料該当箇所の応募関連書類①から⑥は、全ての構成団体が全て揃えて提出することで間違いはないか。	お見込みのとおりです。
7	指針 p. 34 第 3 章 2. 提出書類一 覧表内 1. 6 ②	会社概要書として、会社案内のパンフレットを提出しても良いか。	会社概要が最も詳しく掲載している資料が、会社案内パンフレットであれば、それで構いません。なお、提出いただいたものを確認した上で、資料の追加提出を求める場合があります。
8	指針 p. 34 第 3 章 2. 提出書類一 覧表内 1. 6 ④	納税証明書は、正本副本ともに原本の提出が必要か。	正本には原本を添付し、副本は写しで構いません。

	資料該当箇所	質問	回答
9	指針 p. 34 第 3 章 2. 提出書類一 覧表内 1. 6 ④	納税証明書は、何を提出すれば良いか。	納税証明書は参加資格の確認（指針 p. 30 応募の制限など）の ために提出していただきます。従いまして、法人税及び市税の滞 納がないことが確認できるものをご提出ください。
10	指針 p. 34 第 3 章 2. 提出書類一 覧表内 1. 6 ⑥	事業報告書・事業計画書等について、関係法令に定める様式と あるが、関係法令とはどの法令を指しているのか。	有価証券報告書を提出していない法人等で、関係法令が特に 定められていない場合等につきましては、事業報告や事業計画 などが確認できる任意の書類の写しで結構です。なお、提出いた だいたものを確認した上で、資料の追加提出を求める場合があ ります。
11	指針 p. 34 第 3 章 2. 提出書類一 覧表内 1. 6 ⑦	法人税の税務申告書について一式とあるが、申告書に添付し ている別表等も含むか。	お見込みのとおり、申告書に関連する書類全てをご提出くだ さい。
12	指針 p. 34 第 3 章 2. 提出書類一 覧表内 1. 6 ⑧	財務状況表は、代表構成団体のみの提出でも良いか？	応募グループの場合、代表構成団体及び全ての構成団体のも のをご提出ください。
13	様式 1-3	受任者及び委任者の代表者印は必要か。	代表者印を押印してご提出ください。
14	様式 1-5	様式 1-5 の記入方法が分からない。記入例があれば示してほ しい。 (1) 複数の事業所がある場合は、それぞれ 1 枚ずつ調書を作成す れば良いか。 (2) 施設概要はどのようなことを書けば良いか。 (3) 自社直営事業所の場合、業務期間は営業開始日から現在まで と書けば良いか。 (4) 管理運営業務の概要とはどのようなことを書けば良いか。	記入例は用意しておりません。 (1) お見込みのとおりです。 (2) 用途、面積、施設概要の他、特徴的なことなどは応募者の判 断にお任せします。 (3) お見込みのとおりです。 (4) 公共施設の指定管理や管理業務受託の場合について、契約 に基づいた内容等を記入していただくことを想定していま す。 自社直営などで業務内容が多岐にわたる場合は、その旨を ご記入ください。その場合、主なものを特に詳しくご記入く ださい。